

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年5月1日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆ 厚生労働省へ提供した厚生年金基金等に関する 財政運営データ（推計値）について ◆

財政運営基準の弾力化措置検討のための財政運営データ（推計値）について、厚生労働省に提供いたしましたので、その内容についてご案内いたします。

（平成21年4月17日付「中央三井アセットの年金情報」をご参照ください。）

なお、全体の傾向を把握するために、平成19年度決算数値等を基に推計した値であることに十分ご留意のうえご参照ください。

弊社総幹事先について、厚生労働省宛報告の推計結果は添付資料をご覧ください。  
概要は、以下のとおりです。

### ○平成21年3月期の継続基準の財政検証見込み

厚生年金基金 : 90基金中75基金が抵触  
確定給付企業年金 : 135基金中80基金が抵触

### ○20年度運用実績（平均値）

厚生年金基金 : Δ20.3%  
確定給付企業年金 : Δ17.0%



1. 厚生年金基金に関する推計値

(1) 平成21年3月期の積立比率

	(純資産額 +許容繰越不足金) /責任準備金	純資産額 /最低責任準備金	純資産額 /責任準備金
1.0以上	15	23	2
0.9以上1.0未満	40	14	1
0.85以上0.9未満	23	34	9
0.8以上0.85未満	11	12	12
0.7以上0.8未満	1	5	51
0.6以上0.7未満	0	2	12
0.5以上0.6未満	0	0	3
0.4以上0.5未満	0	0	0
0.3以上0.4未満	0	0	0
0.2以上0.3未満	0	0	0
0.1以上0.2未満	0	0	0
0.0以上0.1未満	0	0	0
合計	90	90	90
【ご参考】 平均値	0.92	0.97	0.76
中位数	0.92	0.86	0.76

75基金が抵触  
の見込み

(2) 掛金への影響（継続基準に抵触しない見込みの基金も含む）

	平成19年度繰越 不足金の償却に 必要な掛金率	平成20年度発生 不足金の償却に 必要な掛金率	
	追加掛金率①	追加掛金率②	追加掛金率①+②
50%以上	0	1	4
45%以上50%未満	1	0	0
40%以上45%未満	0	1	1
35%以上40%未満	1	1	4
30%以上35%未満	0	3	7
25%以上30%未満	0	15	5
20%以上25%未満	1	13	12
15%以上20%未満	1	20	25
10%以上15%未満	5	30	19
5%以上10%未満	15	4	8
0%以上5%未満	66	2	5
合計	90	90	90

(注1) 剰余の先、剰余と見込まれる先については追加掛金率「0%以上5%未満」に含む

(注2) 追加掛金率は、いずれも基本部分で20年償却した場合のもの



2. 確定給付企業年金に関する推計値

(1) 平成21年3月期の積立比率

	(数理上資産額 +許容繰越不足金) /責任準備金	数理上資産額 /責任準備金
1.0以上	55	17
0.9以上1.0未満	40	28
0.85以上0.9未満	28	16
0.8以上0.85未満	11	21
0.7以上0.8未満	1	37
0.6以上0.7未満	0	13
0.5以上0.6未満	0	3
0.4以上0.5未満	0	0
0.3以上0.4未満	0	0
0.2以上0.3未満	0	0
0.1以上0.2未満	0	0
0.0以上0.1未満	0	0
合 計	135	135

BO基金が抵触  
の見込み

【ご参考】 平均値 1.04 0.87  
中位数 0.96 0.83

(2) 掛金への影響（現行の掛金に対する倍率）

	新掛金①/旧掛金	新掛金②/旧掛金
2.0以上	1	0
1.5以上2.0未満	4	0
1.4以上1.5未満	4	0
1.3以上1.4未満	4	0
1.2以上1.3未満	7	1
1.1以上1.2未満	9	1
1.0以上1.1未満	21	24
0.0以上1.0未満	85	109
合 計	135	135

(注1) 新掛金①/旧掛金：(標準掛金+新特別掛金①) / (標準掛金+特別掛金+特例掛金)

新特別掛金①：積立不足（平成21年3月期）を20年で償却した場合の特別掛金額

(注2) 新掛金②/旧掛金：(標準掛金+新特別掛金②) / (標準掛金+特別掛金+特例掛金)

新特別掛金②：積立不足（平成21年3月期）のうち、当年度不足金（平成21年3月期）  
以外を20年で償却した場合の特別掛金額

(注3) 新特別掛金①、②ともに、既存の未償却過去勤務債務を含めて20年で償却する場合の  
特別掛金であり、比率が1.0未満は、償却期間延長により掛金引き上げ不要となるケース。

以上

